

地権者の検討組織「若手の会」が積極的に活動

●県市の「全体計画の中間取りまとめ」に合わせ、若手の会でも中間取りまとめに向けて活動を進めています

「普天間飛行場の跡地を考える若手の会（以下若手の会）」は、普天間飛行場跡地のまちづくりに向けた検討組織として、平成 14 年度に発足して以降、毎月 1 回の定例会（毎月第 2 火曜日午後 19 時 30 分より宜野湾市役所別館 1 回職員厚生室）をはじめ、自主会や先進地視察会、市民の検討組織「ねたてのまちベースミーティング」との意見交換会・合同勉強会など様々な活動を実施し、跡地利用に知識を深めてきました。

県市における「全体計画の中間取りまとめ」を控えた本年度は、若手の会として、これまで検討してきた分野別（公園分野、交通分野、都市拠点分野、住宅地分野）の提言書をもとに、若手の会としての中間取りまとめに向けて、勉強・意見交換を行っているところです。活動内容等につきましては、随時、本誌等でご紹介していきます。また、本会の活動に参加したいという方は、事務局（下段参照）までご連絡下さい。



定例会のようす



先進地視察会のようす(H23 年度)

跡地利用特措法に関する説明会、地権者懇談会のお知らせ

①跡地利用特措法に関する説明会の開催（平成 24 年 12 月頃予定）

軍転法改正に伴い「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」が施行されたため、地権者の皆様に対しての当該法律の説明会（平成 24 年 12 月頃予定）を開催しますのでぜひ足をお運び下さい。

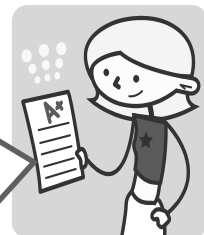
②地権者懇談会の開催（平成 25 年 2 月頃予定）

昨年度に引き続き、地権者の皆様に普天間飛行場跡地利用に向けた「地権者懇談会」を今年度（平成 25 年 2 月頃予定）も開催します。懇談会では、「全体計画の中間取りまとめ」に向けた広域緑地（普天間公園等）の計画方針について内容をご紹介しますので、地権者の皆様の多くのご意見を頂けますよう、ぜひ足をお運び下さい。

説明会、懇談会等の詳細につきましては、次号の地権者支援情報誌ふるさとに掲載させていただきます。

普天間飛行場跡地利用に関わる情報は、ホームページや情報提供窓口でも提供しています。情報収集や跡地利用に関わる要望・ご意見を述べる場としてお気軽にご活用下さい。

「ホームページ」 <http://www.city.ginowan.okinawa.jp/>
 「情報提供窓口」 宜野湾市役所 基地政策部 基地跡地対策課
 電話 098-893-4401（直通）FAX 098-892-7022
 Eメール kichi01@city.ginowan.okinawa.jp



本誌では、普天間飛行場跡地利用に係る最新情報をお伝えします



ふるさと

第 37 号

発行 / 宜野湾市役所 基地政策部 基地跡地対策課
 〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩 1-1-1
 電話 098-893-4401（直通）Fax 098-892-7022
 Eメール kichi01@city.ginowan.okinawa.jp
 ホームページ <http://www.city.ginowan.okinawa.jp/>

普天間飛行場跡地の「全体計画の中間取りまとめ」が、本年度取りまとめられます

宜野湾市は、沖縄県と共同で、平成 15 年度から跡地利用計画に取り組み、平成 22 年度に普天間飛行場跡地の「全体計画の中間取りまとめ（案）」を取りまとめました。**平成 23 年度は、跡地の歴史・自然環境特性の保全・活用による魅力的な広域緑地づくり等に力点を置いて、「全体計画の中間取りまとめ」に向けた広域緑地（普天間公園等）の計画方針**を取りまとめました。

本年度は、県民、市民、地権者の皆様等との意見交換を進めるとともに、新たな調査結果等を反映して、「全体計画の中間取りまとめ」を行います。

広域緑地の計画方針に対する意見募集につきましては、**地権者の皆様を対象とした「地権者懇談会（平成 25 年 2 月頃予定）」を開催いたしますので、多くのご意見を頂けますよう、宜しくお願い致します。**

広域緑地の計画方針については、本誌の中でも紹介しておりますので、ぜひご覧下さい。

みんなで創るう夢のあるまち

平成 23 年度 普天間飛行場跡地利用計画方針策定調査の概要

広域緑地（普天間公園等）の計画方針



平成 22 年度にまとめた「全体計画の中間取りまとめ（案）」のもと、沖縄県と宜野湾市は共同で、普天間飛行場跡地利用計画方針策定調査を実施し、広域緑地（普天間公園等）の計画方針を取りまとめました。

このパンフレットをもとに、普天間飛行場跡地の夢のあるまちづくりに向けて、皆さまのご意見をお聞かせ下さい。

平成 24 年 3 月

沖縄県
宜野湾市

●「地権者支援情報誌ふるさと 37 号」でのご紹介内容

今号では、下記内容についてご紹介しておりますので、ぜひ一読下さい。

1. 「広域緑地（普天間公園等）の計画方針のご紹介」……………2・3 面
2. 「地権者の検討組織「若手の会」の活動紹介」……………4 面
3. 「跡地利用特措法に関する説明会、地権者懇談会のお知らせ」……4 面



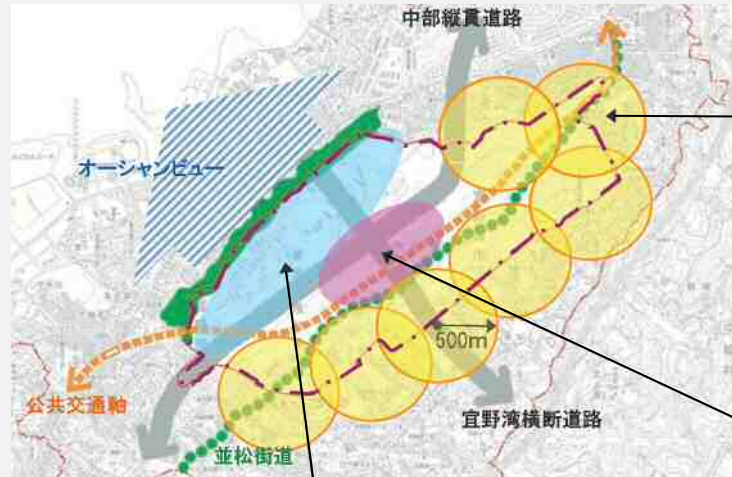


広域緑地（普天間公園等）の計画方針を紹介します

平成 23 年度は、地域の歴史・自然環境特性の保全・活用による魅力的な広域緑地づくり等に力点を置いて、「全体計画の中間取りまとめ」に向けた広域緑地の計画方針を取りまとめました。ここではその一部をご紹介します。

土地利用配置指針（平成 22 年度中間取りまとめ（案））

土地利用についての基本的な考え方は、平成 22 年度に、3 種類の土地利用ゾーン（振興拠点ゾーン、都市拠点ゾーン、居住ゾーン）として取りまとめています。



● **居住ゾーン**は周辺市街地と一体的な生活圏の形成に向けて配置

● **周辺市街地**では、跡地利用と合わせて都市基盤や市街地環境を改善

● **都市拠点ゾーン**は主要幹線道路の交差点や公共交通軸の駅を重心として配置

● **振興拠点ゾーン**は斜面緑地と海への眺望を活かせる位置に配置

跡地内における「歴史文化・自然環境」の現状図

歴史文化・自然環境特性の「特に重要な資源」を重ね合わせることで、下記のような歴史文化・自然環境（ネットワーク型）の範囲が明らかになりました。

「歴史文化・自然環境」の現状図



特に重要な資源

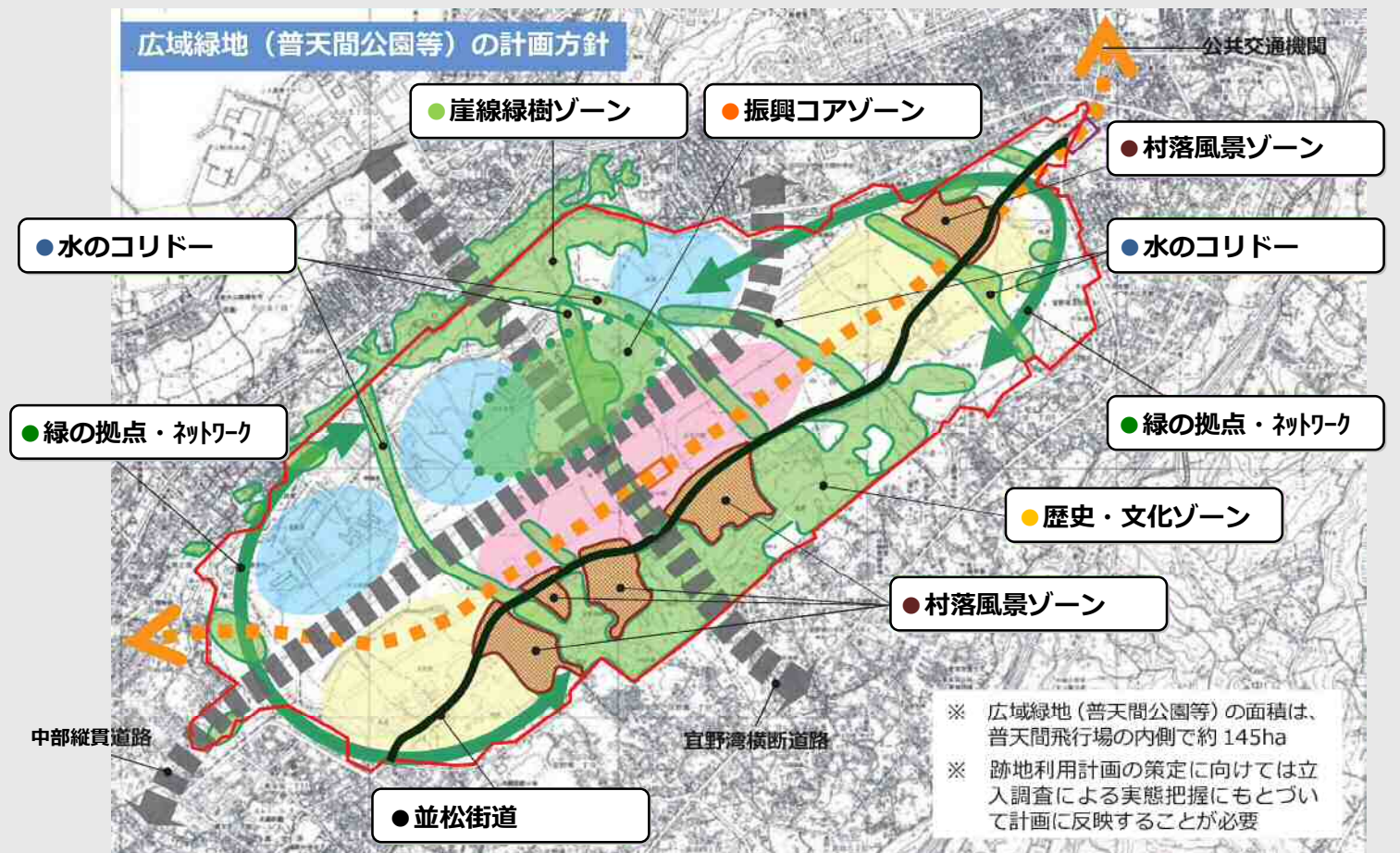
- ・谷底低地
- ・洞窟及び水系
- ・洞穴・湧水の集積
- ・S20（接收前）樹林地、かつ、現在の樹林地
- ・宜野湾並松街道
- ・選定された重要遺跡

特に重要な資源

- ・伝統的な村落景観（暮らしのある風景として再生する範囲）

広域緑地（普天間公園等）の計画方針

保全・活用すべき地域インフラ（基盤）に広域的な振興策の核となる「振興コアゾーン」を加え、広域緑地（普天間公園等）の計画方針を下图のように設定しています。



- ※ 広域緑地（普天間公園等）の面積は、普天間飛行場の内側で約 145ha
- ※ 跡地利用計画の策定に向けては立入調査による実態把握にもとづいて計画に反映することが必要

広域緑地（普天間公園等）のゾーン区分

- **歴史・文化ゾーン** 宜野湾の歴史・自然特性を継承
- **崖線樹林ゾーン** 戦前からの樹林地等を保全
- **水のコリドー** 地下への透水性に配慮した水と緑の回廊
- **並松街道** 琉球王国時代の宿道を再生（復元）
- **村落風景ゾーン** 琉球文化の原風景等を再生
- **振興コアゾーン** 周辺土地利用と連携し、広域的な振興策の核として公園機能を誘致
- **緑の拠点・ネットワーク** 緑豊かな環境や生態回廊の形成に向けた緑のネットワーク

都市的土地利用における主要機能の導入イメージ

- 振興拠点ゾーン**
 - ・最先端医療・医薬福祉関係機能
 - ・環境・エネルギー分野の研究開発機能
 - ・その他先端技術、研究開発機能等
- 都市拠点ゾーン**
 - ・公園・緑地に囲まれた商業、業務機能
- 居住ゾーン**
 - ・公園・緑地に囲まれた住宅地
 - ・住宅地内には、洞穴、湧水、文化財を保全・活用する小公園が点在
- 村落風景ゾーン**
 - ・かつての集落（神山等）の位置で、現在生活にあった環境共生型の伝統的村落景観を再生・活用